

香芝市告示第2号

香芝市一般廃棄物処理業等合理化事業計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年1月6日

香芝市長 三橋和史

香芝市一般廃棄物処理業等合理化事業計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）に基づく合理化事業計画の策定について必要な調査及び協議をするため、香芝市一般廃棄物処理業等合理化事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び協議をする。

- (1) 合理化事業計画策定についての方針に関する事項
- (2) 合理化事業計画の立案作業に関する事項
- (3) その他合理化事業計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民環境部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、危機管理監、市長公室長、総務部長及び上下水道部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員長は、会議が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、一般廃棄物に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。